

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月12日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0108

住 所 千葉県市原市千種海岸2-2

法人名 ダウ・東レ株式会社 千葉工場

代表者 ワランヤ チャルーンスク

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-21-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダウ・東レ株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸2-2		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業	中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度の製品出荷額	331億円
③従業員数	330人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付ファイル参照	

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付ファイル参照

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	397.98 t	5.51 t
(これまでに実施した取組) 廃油の有価転換をした。（焼却炉の助燃剤として利用）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	排出量	400 t	20 t
(今後実施する予定の取組) 廃油の有価転換の強化 溶剤洗浄液の使用回数の見直し（削減）			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 通常発生するものは、手順書に廃棄物名称と処理方法を明確にしている。 非定期に発生するものは、専門のセンターにてSDS等の情報を解析して廃棄物名称と処理方法を指示している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様の取組を継続する。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			
自社で再生利用を行ったことはない。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
引き続き再生利用をする予定はない。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			
自社に中間処理を行う施設はない。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			
中間処理施設の設置予定はない。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
自社で埋立処分を行ったことはない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
②計画	自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
引き続き埋立をする予定はない。			

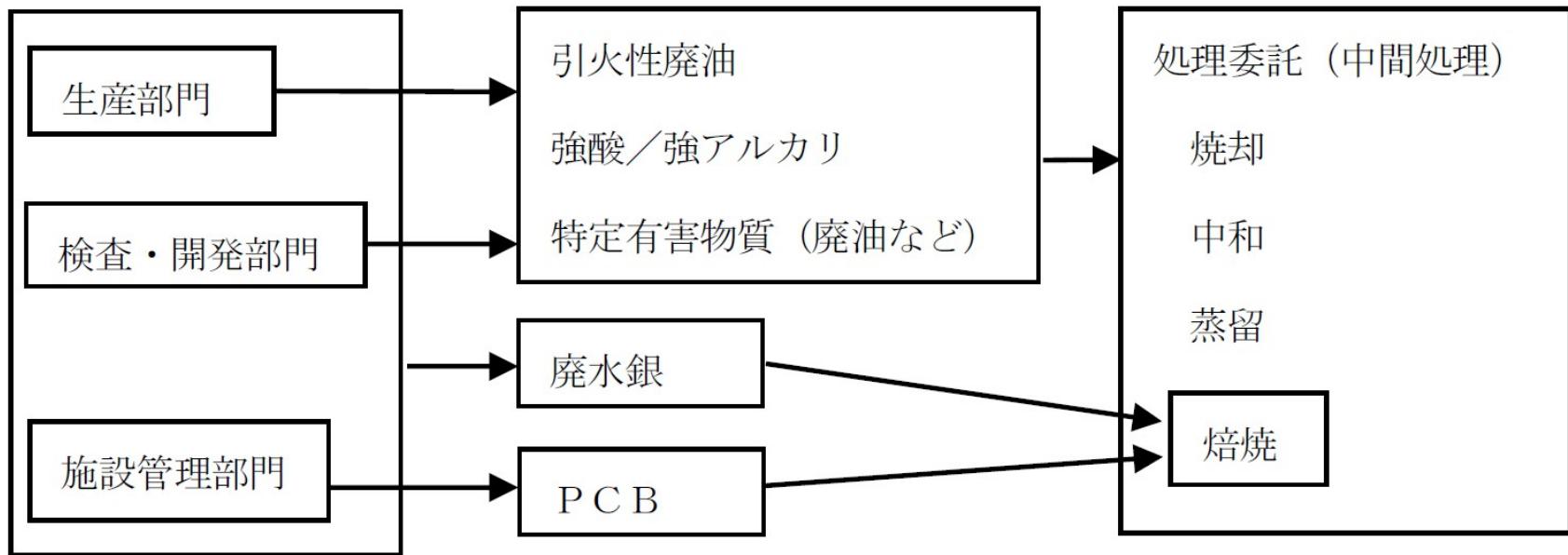
## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
①現状	全処理委託量	397.98 t	5.51 t
	優良認定処理業者への処理委託量	341.11 t	0.05 t
	再生利用業者への処理委託量	221.99 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	111.23 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.94 t	0.05 t
(これまでに実施した取組)			
廃油の分別をし、オイル再生利用業者及び熱回収焼却業者へ転換している。			

		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	燃えやすい廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）			
		全処理委託量	400 t	10 t			
		優良認定処理業者への処理委託量	350 t	0.1 t			
		再生利用業者への処理委託量	230 t	0 t			
		認定熱回収業者への処理委託量	130 t	0 t			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20 t	0.1 t			
(今後実施する予定の取組)							
低濃PCBの対象拡大を受けて、効果のある分離・減容化を終えた。 昨年の高濃度PCB搬出に引き続き、今年度は、低濃度PCBの処理委託を行う。							
		【前年度（令和6年度）実績】					
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
		437.21 t					
(今後実施する予定の取組等)							
電子マニフェストの義務化を遵守した100%使用							
※事務処理欄							

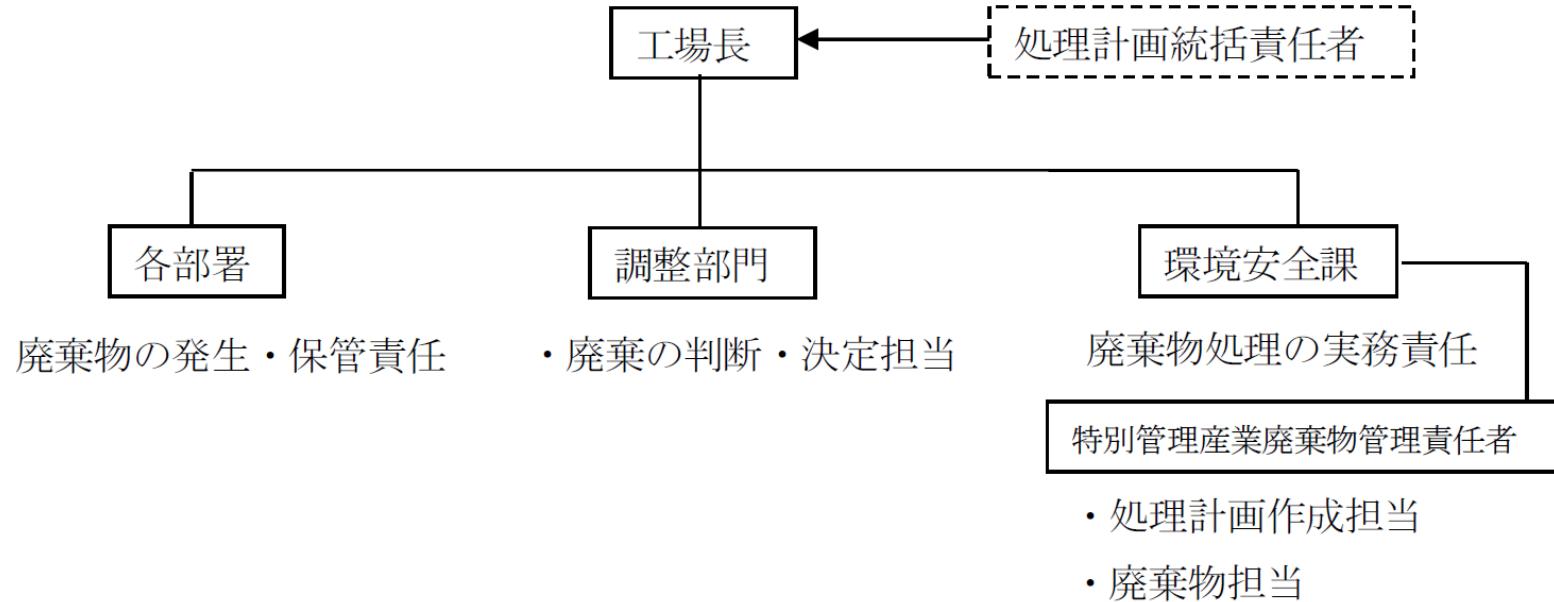
## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
排出量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	1.796 t	0 t	0 t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
全処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	1.796 t	0 t	0 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.692 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	t
再生利用業者への処理委託量	0.024 t	0.004 t	0 t	33.69 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熟回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0.002 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	pH 2.0 以下の廃酸	pH 12.5 以上の廃アルカリ	廃PCB等	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	汚泥 (基準値を超える有害物質を含むもの)	PCB汚染物
全処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	35 t	0.1 t	0.3863 t	0.1 t	0 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	35 t	0.1 t	0.3863 t	0.1 t	0 t	t
再生利用業者への処理委託量	0.1 t	0.1 t	0 t	34.9 t	0.1 t	0 t	0.1 t	0 t	t
認定熟回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0.1 t	0 t	0.3863 t	0 t	0 t	t